

なっち（南海バスプリペイド式 IC カード）取扱規則

制定	2016年10月	1日
改定	2020年3月14日	
改定	2022年4月1日	
改定	2023年11月1日	

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、南海バス株式会社（以下「当社」という。）が発行する IC カードを媒体とした回数乗車券（以下「IC カード乗車券」という。）の取り扱い及び運賃等に関する必要な事項を定め、旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 当社が発行する IC カード乗車券（以下、「なっち」という。）の取り扱いについて、当社運送約款及び当社 IC カード取扱規則に定めがない場合または異なる取り扱いの場合は、この規則が優先する。

- 2 この規則が改定された場合、以後のなっちによる旅客の運送については、改定された規則の定めるところによる。
- 3 この規則に定めのない事項については、別に定める。
- 4 当社と IC カードによる共通利用が可能な社局のうち、別表1に定める社局については、当社と一体的に IC カードサービスを提供し、この規則を準用する。

（用語の定義）

第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「なっち」とは、当社が発売する IC カード乗車券をいう。
- (2) 「ストアードフェア」（以下「SF」という。）とは IC カードに予め電子的に記録された金銭的価値で、運賃の支払い等に充当するものをいう。
- (3) 「チャージ」とは、なっちに入金して SF を積み増しすることをいう。
- (4) 「読み取り機」とは、なっちからの情報を読み取りまたは書き込みするために、バス車内の乗降口等に設置された装置をいう。
- (5) 「デポジット」（預り金）とは、当社が旅客から IC カードの利用権の代価として收受するものをいう。

- (6) 「チャージ機」とは、なっちにチャージするための機器をいう。
- (7) 「プレミア」とは、チャージの際に、チャージ額に付加してなっちに記録されるS Fの一部をいう。
- (8) 当社が旅客になっちを貸与するときは、通常、金銭的価値を同時に付加するため「発売」と表現する。

(契約の成立時期)

第4条 なっちによる契約の成立時期は、当社が旅客になっちを発売したときとする。

2 個別の運送契約の成立時期は、乗車時にバス車内の読み取り機になっちを触れたときに成立する。

(規則等の変更)

第5条 この規則及びこの規則により定められた規定等は、予告なく変更される場合がある。

(旅客の同意)

第6条 当社は、旅客がなっちを使用し当社線に乗車した場合は、旅客がこの規則及びこの規則により定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとみなす。

(使用方法)

第7条 なっちは、旅客が停留所相互間を乗車する目的で、乗車および降車時（一部路線は乗車時のみ）になっちを読み取り機に触ることで乗車記録、および降車記録をしたときに、当該乗車区間に有効な片道普通乗車券として使用することができる。この場合には当社運送約款第22条第2項および第3項を適用しない。

- 2 当社の係員が旅客の乗車した停留所を知ることができないときは、当該運行系統または区間の始発停留所から乗車したものとみなす。
- 3 旅客が降車する際に、なっちのS F残額が当該乗車区間の運賃額に対して不足する場合は、次の各号のいずれかの方法で運賃を収受する。
 - (1) バス車内でなっちにチャージのうえ、なっちのS Fから当該乗車区間の運賃を収受する。

(2) 旅客から当社の乗務員への申告により、なっちは S F 残額と、当該乗車区間の運賃額からなっちは S F 残額を減算した差額を不足分として現金及びなっちはチャージすることで収受する。ただし、当社で利用可能ななっちは以外の I C カード及び金額式磁気カード等を使用して、不足分の運賃額を支払うこととはできない。

(取扱区間)

第 8 条 なっちは、当社のなっちは取り扱い路線または区間において利用することができる。但し、一部の高速・リムジンバスや自治体関連のバスなど、一部路線では利用できない。

(共通利用)

第 9 条 なっちは、別表 1 に定める当社以外の会社において利用できる。

- 2 前項に定める会社において共通利用できるなっちは運賃サービスは、別表 1 に定める。
- 3 第 1 項に定める会社が実施する運賃サービス内容、並びになっちはに関する取り扱い事項等については、当該会社の運送約款及び規定等による。

(発売箇所)

第 10 条 なっちはの発売箇所等は、当社が別に定める。

(制限事項等)

- 第 11 条 1 回の乗車につき、2 枚以上のなっちはを同時に使用することはできない。
- 2 なっちはを当社で利用可能ななっちは以外の I C カードと重ねて読み機にタッチした場合、正しく反応しない場合がある。必ずなっちは 1 枚のみを読み機にタッチするものとする。
 - 3 なっちはを当社で利用可能ななっちは以外の I C カードと重ねて読み機にタッチし、当該 I C カードから運賃が収受された場合、当社はその責を負わない。
 - 4 当社は第 3 項により収受された運賃について、返却等には一切応じない。
 - 5 偽造、変造若しくは不正に作成され、または不正に取得されたなっちは、使用できない。

(制限または停止)

第 12 条 当社は旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは次に掲げる制限または停止をすることがある。

- (1) 発売、チャージまたは再発行等を行う箇所、枚数、時間、方法の制限もしくは停止
 - (2) 乗車区間、乗車経路、乗車方法もしくは乗車するバス車両の制限
- 2 前項の規定によるサービスの制限または停止に対し、当社はその責を負わない。

第2章 基本事項

(ICカードの発行)

第13条 なっちは当社の他、別表1に定める会社が発行する。

(ICカードの所有権)

第14条 なっちは使用するICカードの所有権は当社に帰属する。

- 2 旅客は、なっちは不要になったとき及びなっちを使用する資格を失ったときは、なっちを返却しなければならない。
- 3 当社の都合により、予告なく発売したなっちを交換することがある。

(デポジット)

第15条 当社はなっちを発売する際に、デポジットとしてなっち1枚につき500円を收受する。

- 2 旅客がなっちを返却したときは、第25条に定める場合を除き、当社はデポジットを返却する。
- 3 デポジットは旅客運賃・料金に充当することはできない。

(利用履歴の確認)

第16条 なっちの利用履歴は、バス車内、発売窓口（但し、係員機器を設置する窓口に限る）およびチャージ機で確認できる。但し、バス車内、チャージ機での利用履歴の確認は、直近の20件となる。

- 2 前項の利用履歴について、当社の処理の都合上、利用当日分については翌日以降に反映される。
- 3 利用履歴の主な確認内容は、利用日時、利用額（チャージ額を含む）および残額合計等となる。

(機器類の故障等)

第17条 読取機等の機器類の故障等によりなっちを利用できない場合は、乗車区間の運賃はなっち以外の現金等でお支払いいただくものとする。

第3章 なっちサービス

(割引の種類)

第18条 なっちのサービスは普通割引と昼間休日割引の2種類とする。

- (1) 普通割引の利用可能時間帯は終日とする。
- (2) 昼間休日割引の利用可能時間帯は、平日は10時から16時（精算時）、土曜日・日曜日・祝日は終日とする。

2 前項第2号について、以下に該当する場合は利用できない。

- (1) 土休日ダイヤ運行日前日の平日ダイヤ運行日における深夜帯に運行するバスで、精算時間が24時を越えた場合
- (2) リムジンバス（なっち利用可能路線）
- (3) 一部自治体関連のバス（なっち利用可能路線）

(発売額)

第19条 なっちは各営業所、バス車内、発売窓口（但し、係員機器を設置する窓口に限る）およびチャージ機にてチャージすることができる。

(チャージ)

第20条 なっちは各営業所、バス車内、発売窓口（但し、係員機器を設置する窓口に限る）およびチャージ機にてチャージすることができる。

- 2 前項に定める当社におけるなっちの各チャージ方法の取り扱い等は別表2に定める。
- 3 なっち1枚あたりのSF残額の上限は普通割引・昼間休日割引併せて、総額20,000円（プレミア、デポジット除く）とする。
- 4 チャージの際に付加するプレミア額は、普通割引用にチャージした場合は1,000円あたり120円、昼間休日割引用にチャージした場合は1,000円あたり200円とする。
- 5 チャージは、クレジットカードでの支払い（決済）は取り扱いしない。
- 6 バス車内でのチャージについては、釣銭の対応はしない。この場合、チャージのために機器に投入された紙幣については、当該機器での返却はできない。

(SF残額の確認)

第21条 なっちのSF残額は、バス車内の読み取り機、発売窓口の機器およびチャージ機により確認することができる。

(運賃の減算)

第22条 旅客がなっちは利用する場合は、降車時（一部路線は乗車時）に当該乗車区間の普通旅客運賃を減算する。ただし、第7条第3項に該当する場合は、本条の規定にかかわらず第7条第3項の規定を適用する。

2 旅客が小児の場合は、降車時に小児である旨をあらかじめ乗務員に告げることにより、小児運賃を減算する。

3 旅客が身体障害者手帳、療育手帳による割引を受ける場合は、当該旅客が持つ身体障害者手帳又は療育手帳をあらかじめ乗務員に提示し、割引後の運賃を減算する。

(効力)

第23条 なっちは、片道1回の乗車に限り有効なものとする。

2 なっちは、途中下車は取り扱わない。

3 1枚のなっちで複数人精算する場合は、降車時に精算する複数人の内容を乗務員に告げることにより、まとめて減算することができる。ただし、同一区間の乗車でない場合は、複数人精算はできない。

(無効となる場合)

第24条 なっちは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。また、この場合デポジットは返却しない。

（1）偽造、変造または不正に作成されたなっちを所持している場合

（2）故意になっちを破損させるなどし、使用できない状態にした場合

（3）その他不正乗車の手段として使用した場合

(不正使用等に対する旅客運賃・割増運賃の收受等)

第25条 前条各号のいずれかに該当する場合は、乗車停留所からの区間にに対する普通旅客運賃と、これと同額の割増運賃を合わせて收受する。

2 前項の規定により旅客運賃及び割増運賃を收受する場合において、乗車した停留所を知ることができないときは、当該運行系統または区間の始発の停留所から乗車したものとみなす。

(破損等再発行)

第26条 なっちが破損等により利用できなくなった場合は、旅客が当該カードを発売窓口に提出することにより新規のなっちを再発行する。

2 前項で再発行した新規のなっちへのS F 残額の移行は、当社の処理の都合上、旅客が使用停止の手続きを行った日の翌日から起算して3営業日以降となる。

- 3 第1項により再発行するなっちは、第4項に規定する場合を除き、破損等により利用できなくなったなっちはS F 残額を移行する。ただし、なっちは破損等に関して旅客に責（過失）がある場合は、再発行手数料210円と新たにデポジット500円を申し受ける。
- 4 旅客の故意によりなっちは破損等がある場合は、当社は当該なっちを回収し、旅客は新規購入となる。この場合、回収したなっちはS F 残額は移行せず、デポジットは返却しない。

(当社の免責事項)

第27条 紛失したあるいは盜難にあったなっちについては、その損害額等に関して、当社はその責を負わない。

- 2 前項の場合、再発行はしない。

(払戻し)

第28条 なっちが不要になった場合は、発売窓口（但し、係員端末を設置する窓口に限る）に提出することにより当該なっちのS F 残額の払戻しを請求することができる。

- 2 当社は旅客より前項の払戻し請求を受けた場合、当該なっちのS F 残額の全てについて払戻しする。S F 残額の一部のみの払戻しは取り扱わない。
- 3 第1項の払戻しについて、なっちのS F 残額のうちプレミア相当額は払戻しの対象とならない。なっちのS F 残額からプレミア相当額を差し引いた残額が、払戻し手数料以下の場合は、払戻し額はない。
- 4 第1項の払戻しの際、当社は払戻し手数料として210円を申し受ける。
- 5 第1項の払戻しの際、なっちを当社へ返納する場合は、当社は旅客に対して当該なっちに係るデポジット500円を返却する。
- 6 第1項の払戻しは、当社が提供する運賃サービスもしくは別表1に定める会社の運賃サービスのみ取り扱う。別表1に定める会社が独自に提供する運賃サービスの払戻しは取り扱わない。

附 則

この規則は、2023年11月1日から施行する。

別表1（第9条関係）

会社名	共通利用できる運賃サービス
南海ウイングバス株式会社	なっちサービス
南海りんかんバス株式会社	なっちサービス

別表2（第20条関係）

取扱区分	なっち1回あたりのチャージ取扱額
チャージ機	紙幣にて1,000円、3,000円、5,000円、10,000円。 ただしチャージ上限は20,000円。
路線バス車内	紙幣にて3枚を取り扱い。ただしチャージ上限は20,000円。
発売窓口	1,000円から1,000円単位でチャージ上限は20,000円